

# 令和7年度富加町奨学生募集要項

進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により就学が困難な方などに対し、富加町奨学資金貸付条例に基づき、下記のとおり奨学生を募集します。

## 1. 奨学生の資格

次の用件の全部に該当する生徒・学生

- (1) 本人又は保護者が申請日時点で6か月以上富加町に在住していること
- (2) 経済的理由により就学に必要な資金を必要としていること
- (3) 高等学校、大学等の教育機関に在学していること
- (4) 在学学校長又は最終出身学校長の推薦を受けることができること

区分	第1学年		第2学年	
	学習成績	評定平均値	学習成績	評定平均値
高等学校	中学校第3学年	3.0以上	前学年	3.0以上
大学	高等学校最終学年	3.0以上	前学年	可以上

## 2. 奨学資金の貸与月額

- (1) 高等学校又はこれに準ずる教育機関・・・月額 10,000円
- (2) 大学又はこれに準ずる教育機関・・・月額 30,000円  
※専門学校（都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程）を含む  
※大学院は含まない

## 3. 奨学資金の貸与期間

令和7年4月～令和8年3月まで

## 4. 申請期間

令和7年3月1日～令和7年4月30日の開庁日に富加町教育委員会へ申請してください。（郵送不可）

※1年ごとに申請が必要です。

## 5. 申請書類

1	富加町奨学資金貸与申請書	様式第1号
2	推薦書	様式第2号 学校長の推薦書
3	成績証明書	
4	入学許可書又は在学証明書	
5	申請者の思い（新規申請者のみ）	進学先での目標・将来の夢などについて 200字程度でまとめ、任意の様式で提出

## 6. 選考方法及び選考結果

選考委員会を経て町長が決定し、郵送で通知します。

※5月下旬に開催し、6月上旬に通知します。

※前年の成績及び世帯の所得の状況により不採用になる場合があります。

## 7. 貸与の開始

貸与決定の通知を受けた方は、指定された期限までに連帯保証人と連署した誓約書及び口座振込申請書を提出していただきます。連帯保証人は保護者と保護者以外の独立した生計を営む者の2名とします。

奨学資金の振り込みは、毎月、指定口座に振り込みます。

## 8. 奨学資金の返還

(1)卒業の1年後から返還が始まります。原則として無利子とします。

### (2)返還期間

高校で貸与を受けた場合・・・6年以内

大学等で貸与を受けた場合・・・8年以内

6年制の大学（医学部・歯学部・獣医学部・薬学部（薬剤師養成課程））で貸与を受けた場合・・・12年以内

※貸与を受けた期間の2倍の年数以内。

### (3)返還方法

原則として償還額を年賦で算出し毎年3月31日までに返還していただきます。

(4)疾病その他やむを得ない理由があると町長が認めたときは、返還の猶予又は免除できる場合があります。

### 奨学資金の返還にかかる免除事由を拡充します

令和7年度から、次の要件を全て満たす場合は、奨学資金の毎年の返還金（年賦額）を2分の1免除します。

- ① 上記8.（2）の返還期間について、期間内の最長期間で返還すること
- ② ①の返還期間中に、富加町内に住所を有すること
- ③ ①の返還期間中に、世帯に町税等の滞納がないこと

※②の住所要件は毎年4月1日現在のものを参照いたします。

※卒業後、富加町外に住所があり、その後再び富加町に住所を有することになった際も、上記①②③の要件を満たす場合に返還金を2分の1免除します。

詳細につきましては、下記までご相談ください。